

公募型プロポーザルの公告

公立大学法人滋賀県立大学公式ウェブサイト再構築・保守業務委託について、次のとおり公募型プロポーザルを行うので公告する。

平成 26 年 8 月 8 日

公立大学法人滋賀県立大学理事長 大田啓一

1 プロポーザルに付する事項

- (1) 委託業務名：公立大学法人滋賀県立大学公式ウェブサイト再構築・保守業務委託
- (2) 業務の内容等：プロポーザル実施要領および業務委託仕様書による。
- (3) 委託期間：契約締結日から平成 31 年 3 月 31 日まで
- (4) 予定価格：

平成 26 年度	金	5, 530, 000 円	(消費税額及び地方消費税額を除く)
平成 27 年度	金	930, 000 円	(消費税額及び地方消費税額を除く)
平成 28 年度	金	930, 000 円	(消費税額及び地方消費税額を除く)
平成 29 年度	金	930, 000 円	(消費税額及び地方消費税額を除く)
平成 30 年度	金	930, 000 円	(消費税額及び地方消費税額を除く)

なお、初期経費及び運用経費の一切を含むものとする。

2 プロポーザルに参加する者に必要な資格

- (1) 公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程第3条に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県における物品の買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 滋賀県物品関係指名等停止基準による入札参加停止または公立大学法人滋賀県立大学における物品購入等契約に関する取引停止等の取扱要綱による取引停止の措置期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで、または第6号の規定に該当しない者であること。
- (5) (3)に規定する者以外の者でプロポーザルに参加する資格を得ようとする者に対しては、滋賀県が定める審査に関する取扱いに準じて審査し、資格を与えるものとする。申請する者は、提出期間内に 5 (1)に記載のある担当窓口「参加資格審査申請書」を提出しなければならない。提出期間は、平成26年8月25日（月）から同年8月29日（金）までの各日9時から17時（12時から13時を除く。）までとする。
- (6) システムに係る保守体制が整備されている者であること。

3 説明会の日時および場所

平成 26 年 8 月 19 日（火）午前 10 時 00 分～ 滋賀県立大学 A1-208 会議室

説明会への申し込みは不要。

4 実施要領等に関する質問および回答

- (1) 質問受付期限：
平成 26 年 8 月 29 日（金）午後 5 時まで受け付ける。
- (2) 質問方法：
郵送、電子メールまたはファックスにて受け付ける。
- (3) 回答方法：
質問および質問に対する回答は文書、ファックスまたは電子メールで回答する。

5 プロポーザル実施の日時、場所等

- (1) 実施要領等の交付場所および問い合わせ先：
滋賀県立大学事務局経営企画グループ（企画・研究担当）
〒522-8533 彦根市八坂町2500 TEL 0749-28-8506
- (2) 参加申込書等の提出期限：
平成 26 年 9 月 19 日（金）午後 5 時（時間厳守・必着）
- (3) 参加申請書等の提出方法：(1)に示す場所への持参または郵便による郵送
- (4) プレゼンテーションの日時および場所：
平成 26 年 9 月 25 日（木）
時間と場所については参加申込書等を提出された団体へ後日連絡する。

6 審査および契約予定者の決定方法

- (1) 契約予定者の決定方法：本学が設置する審査会において、あらかじめ定めた評価項目および評価点

に基づき提出された企画提案書等とプレゼンテーションにより審査を行い、総合点が最も高かったものを当該業務の契約予定者とする。

(2) 評価項目および評価点：実施要領のとおり。

(3) 結果通知：契約予定者の決定後は、プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書にて結果を通知する。

(4) 問い合わせ等：審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じない。

7 失格

次の各号に該当した場合は、失格とする。

(1) 提出期限に遅れた場合

(2) 提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合

(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合

(5) 本提案依頼に関して、実施要領に定める以外の方法により、関係者に直接または間接を問わず連絡を求めた場合

(6) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

8 その他

(1) プロポーザルの参加に係る経費は、参加者の負担とする。

(2) 本プロポーザルに関連して、参加者より滋賀県立大学が提出を受ける全ての資料の所有権は滋賀県立大学にあるものとし、提出された企画提案書および添付書類等は返却しない。

(3) 企画提案書等の作成に生じた経費および参加にかかる報酬は無く、参加に要する経費は、全て各参加者の負担となる。

(4) 企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。

(5) 採用した場合でも、実施過程において協議の上、その内容を変更することがある。

(6) 契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、また、参加資格を有していないことが判明した場合は、契約の解除を行う。

(7) 提出された企画提案書の記載事項について、滋賀県立大学が参加者に無断で他の目的に使用することは無い。

(8) 企画提案書作成時において入手した参加者独自の情報、個人情報 は適正に管理し、情報漏洩や不正使用を行わないよう留意すること。

(9) 手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限定する。

(10) その他詳細は、プロポーザル実施要領による。